

建替配慮書の記載事項に係る 環境影響評価指針の改正について（諮問）

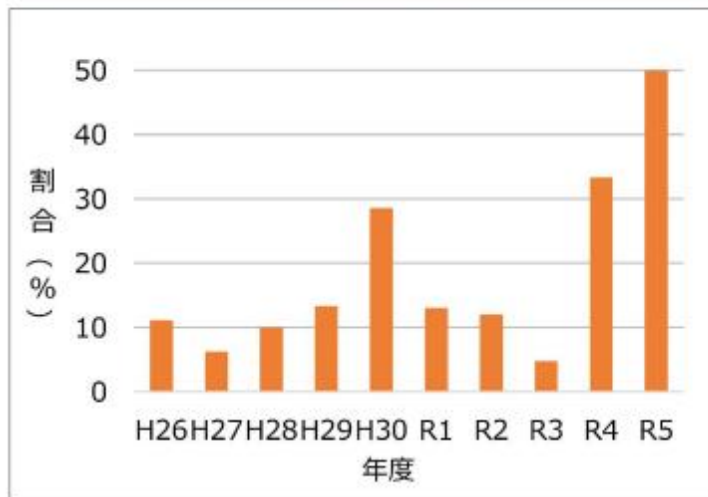
環境影響評価法の一部改正（2025年6月）の概要

背景



- 近年、アセス手続の対象となる工作物の建替えの事業の割合が増加傾向。
- 現在は、建替え前後で環境影響が大きく変わらない建替えの事業と新設事業で一律に同じ手続を実施。
- 建替えの事業では事後調査やモニタリングの結果を活用することにより、適正な環境配慮を維持しつつ、事業の特性を踏まえた効果的・効率的なアセス手続を実施することが可能。
- 現行法に基づく事業者によるアセス図書の公表期間は概ね1か月程度。後続事業者における効果的なアセスの実施や近傍の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、既存のアセス図書の情報を十分に活用できない。

アセス手続が完了した事業に占める「建替え」の割合



アセス手続で作成される図書

①計画段階環境配慮書（配慮書）

事業の位置・規模等の計画の立案段階における配慮事項の検討結果をまとめたもの

②環境影響評価方法書（方法書）

アセスを行う方法（項目・手法）を示したもの

③環境影響評価準備書（準備書）

調査・予測・評価の結果を示し、環境保全に関する意見を聴くために作成するもの

④環境影響評価書（評価書）

準備書に対する意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正したもの

⑤報告書

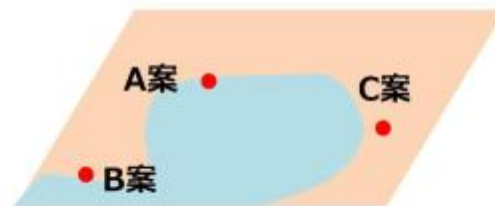
事後調査や環境保全対策をとりまとめたもの

計画段階環境配慮書

- 計画段階配慮事項の検討に当たっては、事業に係る**位置・規模**又は構造物等の構造・配置に関する適切な**複数案**を設定することを基本とする。

事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せで、現実的に実施可能な案
※事業目的が達成されない案や現実的には不可能な案を含めてまで複数案を設定する必要はない。

- 計画段階配慮は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模又は配置・構造に関して**複数案から1案に絞り込むプロセスの1つとして環境面の検討を行うものである**。このため、計画段階配慮は位置・規模又は配置・構造の複数案を検討する段階で実施することが望ましい。



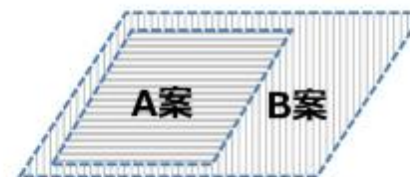
位置

A案：○万kW	A案：○機
B案：△万kW	B案：△機
C案：□万kW	C案：□機

規模



位置



規模

点的事業における位置、規模の複数案の検討のイメージ*

面的事業における位置、規模の複数案の検討のイメージ*

*計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成25年3月 環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）より作成

「建替え」の事業に関する見直し

建替えの事業に係る配慮書手続の見直し（要綱第一）

- 既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物（※）を同一又は近接する区域に新設する事業をしようとする場合には、位置（事業実施想定区域）が大きく変わらないことから、
※工作物の規模及び新設する区域に係る数値が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。
 - 配慮書の記載事項のうち、
 - ・ 「事業実施想定区域及びその周囲の概況」及び「調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」に代えて、
 - ・ 「事業実施想定区域」及び「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」を記載。
- ※ 環境大臣等は、既存事業に伴う懸念事項を含め、配慮書に対する意見を述べることができる。

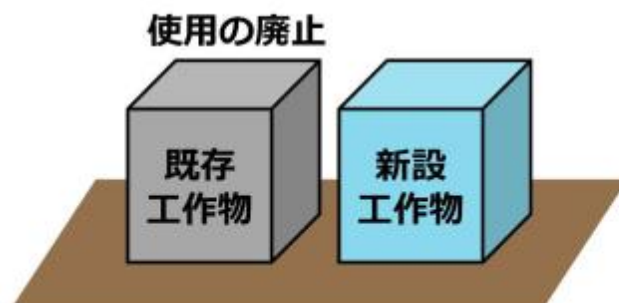
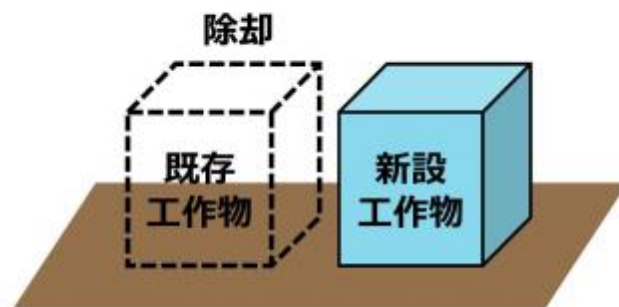


建替事業のイメージ

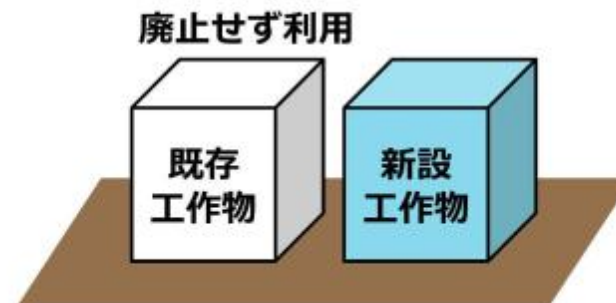
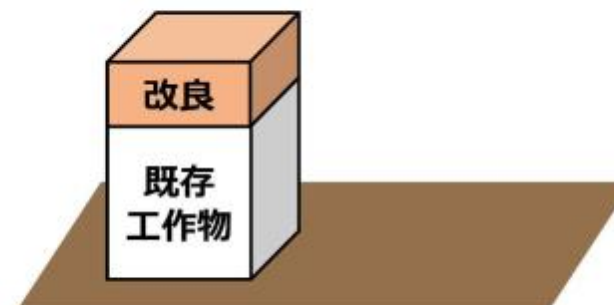


- 建替事業は、既存工作物の除却、又はその使用の廃止が必要となる。
- 改良するなどして既存工作物を継続的に利用し続ける事業は建替事業には該当しない。

建替事業



建替事業には該当しないもの



○法の施行期日

- ・ 建替配慮書の制度は、公布の日（2025年6月20日）から2年以内

○愛知県環境影響評価条例の改正（2026年3月27日）

- ・ 法の一部改正に合わせて、条例においても建替配慮書の制度を規定

○県条例の施行期日

- ・ 法の一部改正の施行の日（同法の公布の日（2025年6月20日）から2年以内）

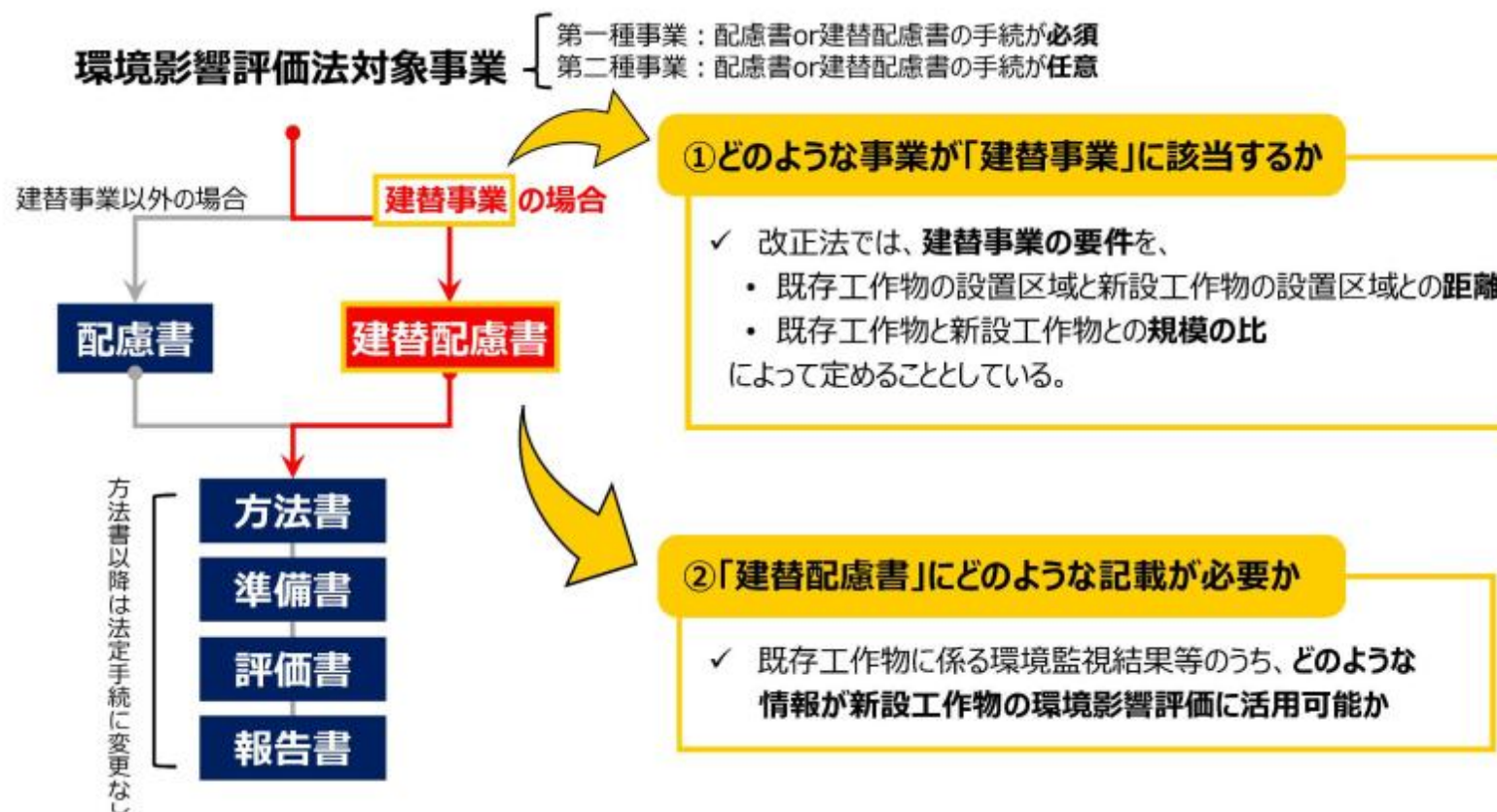
議論の対象について



- 改正法の施行に向けては、以下2点を整理する必要がある。

① 「建替事業」の要件

② 「建替配慮書」の記載内容

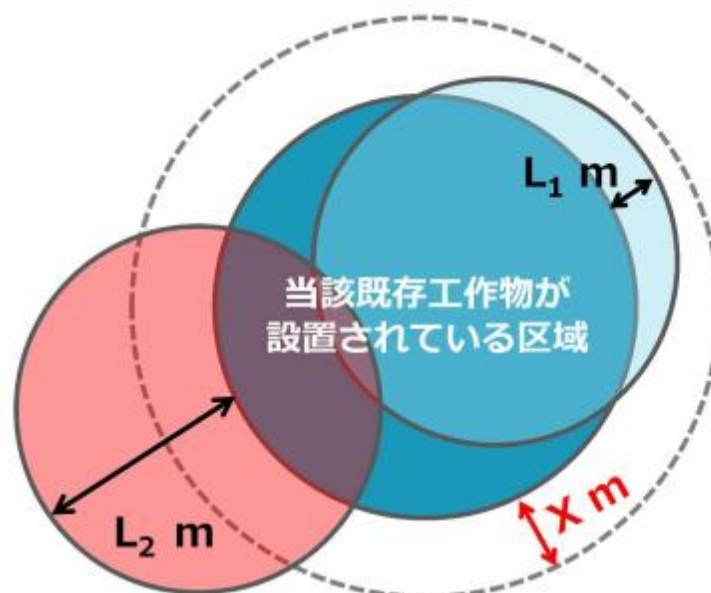


建替事業の適用要件（距離）



- 既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離 のイメージは以下のとおり。

→ 例：発電所であれば既存施設の敷地の境界等が考えられる



距離に係る数値

政令で定める距離

$L_1 \leq X$ → 距離に関する建替事業の要件を満たす

$L_2 > X$ → 距離に関する建替事業の要件を満たさない

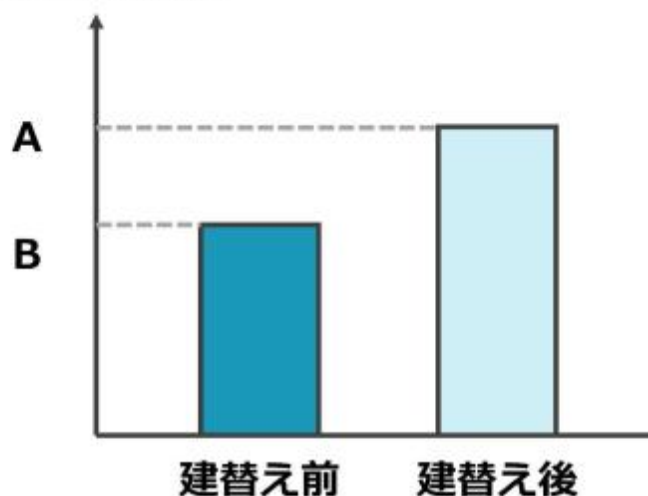
建替事業の適用要件（規模の比）



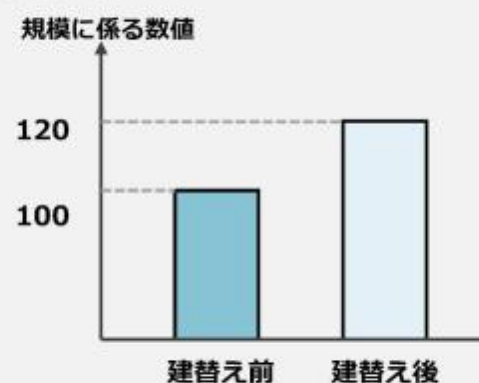
- 工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比のイメージは以下のとおり。

例：発電所であれば発電出力（kW）等が考えられる

規模に係る数値



（具体例）



この場合、規模に関する比は
120/100=1.2となる。

規模に係る数値

政令で定める比

$A / B \leq Y$ → 規模の比に関する建替事業の要件を満たす

$A / B > Y$ → 規模の比に関する建替事業の要件を満たさない

○建替配慮書に係る規定

- ・ 建替配慮書は、「事業実施想定区域及びその周囲の概況」及び「調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」に代えて、「事業実施想定区域」及び「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」を記載。 ➡ 具体的な記載内容を検討する必要がある。

（「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」及び主務省令で定めるもの）

記載事項	配慮書	建替配慮書
①	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
②	第一種事業の目的及び内容	
③	事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域
④	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容
⑤	その他環境省令で定める事項	

＜出典＞改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第1回）資料（令和7年10月27日、環境省作成）

建替配慮書の記載内容

(発電事業の例)



- 建替配慮書の記載内容について、発電事業の一般的な配慮書の記載内容からの変更点をより具体的にすると以下の表のとおり。
- 第2章は記載する項目は通常の配慮書と同じだが、建替え前の事業との比較情報が必要。
- 建替配慮書では「事業実施想定区域及びその周囲の概況」に代えて「事業実施想定区域」を記載することとなった。

	配慮書		建替配慮書	
	項目	内容	項目	内容
第 1 章	第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の住所地	事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名、主たる事業所の住所地	第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の住所地	通常の配慮書から特段の差異なし
第 2 章	第一種事業の目的及び内容	2-1 第一種事業の目的 2-2 第一種事業の内容 （名称、実施が想定される区域及びその面積、事業により設置又は変更される発電所の原動力の種類、出力、設備の配置計画の概要、工事の実施に係る期間及び工程計画の概要等）	第一種事業の目的及び内容	事業実施想定区域 等の通常の配慮書の記載事項に加え、建替え前の事業の状況、建替えの方針(※)、基本的な工事手順、建替え前後の出力等を追記 ※建替え前の既存工作物が設置されている区域及び必要に応じて近接区域並びに建替え後に設置しようとする工作物の位置を記載 （ 建替配慮書要件に該当することの確認に必要な事項を追記 ）
第 3 章	事業実施想定区域及びその周囲の概況	3-1 自然的状況 …… 3-2 社会的状況 ……	建替配慮書では「 事業実施想定区域 」のみを記載のところ、事業実施想定区域は第 2 章の「第一種事業の目的及び内容」に包含。	

建替配慮書の記載内容

(発電事業の例)



- 建替配慮書では「計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に代えて「当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容」を記載することとなった。
- 法第三条の三で「第一種事業を実施しようとする者は、**計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、(略)計画段階環境配慮書を作成しなければならない**」とされていることから、建替配慮書において、計画段階配慮事項についての検討を行った結果として、建替え後の**事業に係る計画段階配慮事項の選定の上、それに係る環境の保全のための配慮の内容**を記載することになる。

	配慮書		建替配慮書	
	項目	内容	項目	内容
第4章	第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 複数案を設定	(1) 計画段階配慮事項の選定の結果 (2) 調査、予測及び評価の手法 (3) 調査、予測及び評価の結果 (4) 総合的な評価	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容 複数案設定不要	建替え前の発電所事業における影響の有無や程度等を踏まえ、環境負荷が生じる環境要素に関し、配慮事項を選定した上で、建替え後の事業において実施する環境の保全のための配慮の内容を記載 (1) 計画段階配慮事項の選定の結果 (2) 建替え前の事業に係る環境負荷の状況 (3) 計画段階配慮事項に係る環境の保全のための配慮の内容
第5章	その他		その他	通常の配慮書から特段の差異なし

議論の対象について



- 改正法の施行に向けては、以下2点を整理する必要がある。

① 「建替事業」の要件

② 「建替配慮書」の記載内容

